

すべての子どもの権利を保障し、ゆたかな学びの創造をめざす特別決議

4月1日、「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足した。いじめ・不登校・子どもの自死は過去最多となり、貧困、虐待等、子どもをとりまく状況が深刻さを増している。子どもの権利擁護の体制づくりは喫緊の課題である。「こども大綱」についても、子どもの権利条約の4つの原則にもとづき策定されることや、教育行政との連携を強化することを求めていかなければならない。全国学力調査における序列化・子どもへの負担等、国連子どもの権利委員会が指摘する「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境」は一向に改善されていない。子どもの意思や意見が尊重され、安心して学べる環境の整備は不可欠である。また、私たちは、学校に子どもの権利条約を浸透させる実践をすすめる必要がある。

6月に閣議決定された「教育振興基本計画」には、「確かな学力の育成」「イノベーションを担う人材育成」等、16の教育政策目標が盛り込まれ、教育課程のさらなる過密が懸念される。また、中教審では一人一台端末を活用した授業のあり方についての議論がすすめられ、教育のデジタル化を加速させようとしている。AIやICTは学習ツールの一つであり、子どもと教職員、子どもどうしの関係性を重視した学習活動に置き換わるものではない。「個別最適な学び」に偏ることなく、就学前からの様々な経験や体験、人とのつながりを通して創造される学びを保障することが重要である。

国連障害者権利委員会による第1回日本政府報告審査の総括所見では、「障害のある子どもの分離された特別支援教育が継続していること」や「障害のある子どもに対する合理的配慮の保障が不十分」であること等、多くの懸念が示され、「特別支援教育の中止」や、地域の学校への入学を拒否されないようにする「『拒否禁止』条項を制定すること」等、多岐にわたって強く要請された。政府は、総括所見に真摯にむき合い、「社会モデル」をふまえた教育施策をすすめるべきである。「インクルーシブな社会はインクルーシブな学校から始まる」という当事者の声を受け止め、私たちは、多様性を認め合い、誰ひとり排除しないインクルーシブな学級・学校づくりにむけとりくむことが重要である。

日教組は、子どもを主体とする学びを実現する教研活動を積み重ねるとともに、子どもの最善の利益が保障される社会を構築するため、社会的対話をすすめてきた。今後も、すべての子どもの権利が保障され、「ともに育ちあい、ともに学びあう」ゆたかな学びを創造するため、現場からの教育改革に全力でとりくんでいく。

以上、決議する。

2023年7月16日
日本教職員組合 第112回定期大会